

## 利用の手順

福祉移送サービス事業会員登録申請書を記入し社協に申し込みください。

利用会員登録後、社協職員が自宅に伺いお困りの内容をお聞きし、調整いたします。

登録済の方は、利用日の3日前までに事務所へご予約下さい。

## 休業日

土・日・休日及び

12月29日から

1月3日まで

## 予約・お問い合わせ

午前8時30分から

午後5時15分 まで

## 利用できる時間

午前9時 から

午後5時 まで

吉見町社会福祉協議会

TEL 0493-54-5228

FAX 0493-54-6905

## 福祉移送サービス 案内



吉見町社会福祉協議会

## 事業について

高齢者及び心身に障害があり、家族等の補助なしでは外出が困難な方に対して、移送用の車両（車イス用・一般用）を使用して、外出を援助し、自立を支援するものです。

## 利用できる方

吉見町社協の会員でかつ以下の条件いずれかを満たす方

- ① 要介護認定を受けている方
- ② 要支援認定を受けている方
- ③ 障害者手帳を有している方
- ④ 総合事業対象者

## 利用の目的

- ① 病院への送迎  
病院など医療機関への通院、入退院
- ② 福祉施設への送迎  
介護老人福祉施設・介護老人保健施設又は介護療養型医療施設等への入退所
- ③ 公共施設への送迎  
役場など公共施設を利用するための外出
- ④ 金融機関への送迎
- ⑤ 上記の利用目的で送迎途中に限り、必要と認められる簡易な買物

## 利用料

**利用料**（迎車地から目的地まで）

**700円／30分**  
**20円／1キロ**

30分に満たない場合も30分とみなします。  
この他、有料駐車場や有料道路などを利用した場合は、全額利用者負担となります。

## 利用料の支払い

当該月の利用料を合計し、翌月にまとめた月の清算となります。

## 利用の範囲

原則、吉見町内となります。

隣接する市町への利用については、ご相談の上ご利用ください。